

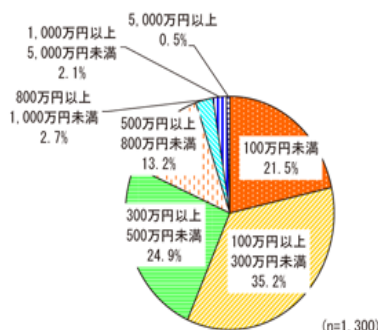
●フリーランス労働者の働き方と労働問題について

広浜綾子(出版労連出版ネッツ/イラストレーター)

1. フリーランス労働者の数と年収

- ・フリーランス労働者の全体の人数は 1,119 万人(実際には副業の人も含まれていたり、正確ではないが、目

第2-2-11図 フリーランスとして得ている現在の年収



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査～フリーランス事業者調査編」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)
(注) 年収は手取り年収を聞いたものである。

安程度に)、人口に占める割合は17% (ランサーズ、「フリーランス実態調査 2018 年版」より)副業としてフリーの働き方で収入を得ている人も増えている。年収は 500 万円以下が 82%を占める。100 万円以上 300 万円未満が一番多く、35.2%。

- ・フリーランス労働者の職種(マスコミ関連)イラストレーター、カメラマン、デザイナー、ライター、編集者、校正者、営業、俳優、音楽家、アニメーター、など。

ン、デザイナー、ライター、編集者、校正者、営業、俳優、音楽家、アニメーター、など。

- ・常駐フリー

机もあり、毎日出社して定時に来て定時に帰る正社員と同じ働き方だけれども、雇用関係がなく、請負とされているパターン。出版では校正者や編集者によくあり、アニメーターにもよくあるそう。偽装請負。仕事が無くなったり、問題があると、すぐに首が切られる。何年働いても、補償も何もない。

- ・クラウドソーシング(インターネットを使った仕事の仲介)の普及でフリーランス労働者が増えているが、報酬は低いものが多い。仕事の窓口は広がるかもしれないが、安い仕事も増えている。

例) イラスト制作 ・似顔絵 1 点 1000 円

- ・教材に使うフリーイラスト 1000 点で 5 万円(1 点 50 円)製作期間が 1 か月半
- ・4 コマ漫画制作 1 点 2500 円など

2. フリーランス労働者の労働問題について

- ・安い報酬でも、個人だと、次から仕事がこなくなりそうであうけてしまう。

・やりがいの搾取の温床でもあり、仕事ができるだけで幸せを感じて、足元を見られがち。→労働者意識を持ってない。

・自宅で作業している人が多いので、フリーランス同士の交流が少ない。他の人の働き方や報酬を知らない。関心がない人も多い。

・契約書がない場合も多く、未払いにあっても、裁判などに持ち込めない。弁護士などに相談しても、「法的根拠が薄い」と判断されがちで、泣き寝入りせざるを得ない人も多い。(ネッツの相談でも、弁護士に相談したら無理だと言われたと言って相談しにくる人も)。

・消費税が支払われない事も多い。消費税はフリーランスにも上乗せできるが、「フリーランスには消費税は支払っていない」として断られる事がある。今までは内税。しかし、消費税率が 8%から 10%と上がっていくにつれ、消費税を上乗せせずに、原稿料が据え置きとなると実質値下げとなる。(→出版ネッツでは、2016 年に消費税アンケートを行い、消費税別途請求を出版業界内でアピールした。アンケート結果では 3 割の人が支払われていなかった。)。公取委では、消費税転嫁対策特措法(平成 33 年 3 月末まで)を制定し罰則規定もあるが、未だに大手の会社でさえ、フリーランスに消費税を支払っていない。

・取引先が経営難になると、真っ先に支払われなくなる。倒産すると、一般債権となるので、回収はほぼ無理。

- ・労基法適用除外なので、労災が認められない。ケガや病気で休業せざるを得なくなったら、即無収入になる。
- ・産休もないので、お産で仕事を休んでいても、国民健康保険は払わなければならない。何の補助もない。
- ・何十年同じ仕事をして、報酬はほぼ上がらない。けれど、自分の年齢があがるにつれて仕事も減る。

【ネッツの労働相談事例】

- ・デザイナー 大手印刷会社からレイアウトデザインをしたパンフレットの文字の誤記の責任を追及され、受注金額の3倍近い百数十万円の損害賠償請求を言い渡される。組合に入り、団交を行い、賠償額の根拠を問い、当該の希望の早期解決という事を念頭に数十万円を支払う事で和解。
- ・常駐フリー 一度のミスで出版社から突然契約を解除された。組合に入り、出版社と団交の上、一方的解約の撤回と合意解約への変更、契約期間の二か月延長とその分の支払い、今後の常駐フリーへの解約についての取り決め(3か月前通知とする等)を勝ち取る。

3.MIC(日本マスコミ文化情報労組会議)フリーランス連絡会を立ち上げる

6/11に第一回の会議を開催。民放労連、映画演劇労連、電産労、音楽ユニオンなどが参加。映演労連からアニメーターの厳しい労働実態が報告される。月額10万円以下で請負で働かされる。労基法適用除外とするために請負を偽装。机代を払わされたり、鉛筆等備品代を支払わされる。事務所に行き、そこで毎日10時間以上働いていても請負とされる。今年5月に文化庁に「アニメ産業改革の提言2018」というアニメーター、アニメ労働者の労働環境を改善させるように申し入れたそう。MICでも厚労省に「雇用類似の働き方に関する検討会」の報告書が出た後、フリーランスにセーフティネットを、という声明を出している。毎月1回、各分野のフリーランスが労働実態の報告をしている。

4.フリーランス労働者の労働条件の改善策は

MICフリーランス連絡会で各方面のフリーランス労働者の労働問題の情報共有をし、厚労省その他に申し入れ、要求等をしていく。

現在、フリーランス協会という労働組合でなく、業界団体的な組織も新しくできている(会員約5000人、年会費1万円で一定の契約補償もつき、健康保険制度もある)。把握しにくかったフリーランスの実態を各方面から調査し、実態を明確にした上で、連携も必要では。ただ、この団体は出版ネッツやMICの関係の労働組合のように労働組合ではない。フリーランスの働き方のリスクをアピールするよりもフリーランスのメリットをより強くアピールし、フリーを増やす事(会員を増やす事)を目的としている。

他の労働者と同じく、労働組合員を増やす事は大前提。先に書いたように、フリー労働者は「やりがいの搾取」の横行があり、自身が労働者という認識が薄い人がとても多い。どんなにひどい働き方をしていても、「好きな仕事だから」ですべて我慢し、体調を崩すまで働いたり、低賃金で働かされる事に慣れてしまっている人も多数。トラブルが起きた時に手助けするという労働組合の小さな一歩ではなかなか追いつけないが、他団体との連携して、フリーランス労働者を守るための法規制や補償制度を政府に訴えていく事も重要である。最低補償や最低賃金に代わる業種別の最低料金も組合として明示していき、春闘時期には、料金引き上げのキャンペーン等を行う事も目指したい。また、出版ネッツでは11月に厚労省に対し、



「セクハラおよびパワハラの防止対策等に関する要望書」(資料参照)を提出した。

政府与党の「働き方改革」に掲げられている「柔軟な働き方」のように、「自由な場所で自由な時間に働ける」というものでは決してなく、納期次第で土日や夜中も働く事も多く更に低収入、という実態に目を向けさせたい。「好きな仕事だから」生活できない収入でも我慢するしかないという傾向があるが、生活できない収入では、正業とは言えない。自らの労働を貶める事なく労働者として、生活できる労働環境を、フリーランス労働者の権利を、フリーランス労働者自身が声を上げる社会を目指したい。